

平成 29 年 12 月 吉日

お客様各位

福山通運株式会社
富士営業所 所長

繁忙期における御出荷につきまして

いつも大変お世話になっております。日頃は弊社を御愛顧くださり、誠にありがとうございます。

表題の件、全国的に貨物が輻輳する、年末繁忙期が近づいて参りました。お客様への影響は最小限に留めるべく鋭意努めて参りますが、下記の期間につきましては特定貨物の日時指定を不可とさせていただきます。予め御了承の上、御出荷計画を立てて頂きますよう、お願い申し上げます。

記

●対象期間 平成 29 年 12 月 4 日（月）～同年 12 月 29 日（金）の御出荷分

・対象貨物

- ① 1 送り状 30 ケース以上又は重量換算 1,000 k g 以上の荷物
- ② パレット等フォークリフトで荷捌きする荷物
- ③ 1 辺が 2 メートル以上の長尺荷物
- ④ 上積みが出来ない異形荷物
- ⑤ 当社中継地域宛て（離島含む）

上記お荷物の送り状等に日時指定が明記されていても履行出来ない場合がございます。履行出来ない場合の当社負担チャーター便対応等はお受け出来ませんのでご注意願います。

その他の荷物につきましても、荷物の混雑や幹線道路の混雑等の影響により、御希望日時にお届けが出来ない場合が生ずる恐れがあります。配達日につきましては標準貨物自動車運送約款に基づき出来る限り早期の輸送をさせていただきます。

以上

※標準貨物自動車運送約款抜粋

（引渡期間）

第五条 当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

- 一 発送期間 貨物を受け取った日を含め二日
- 二 輸送期間 運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。
- 三 集配期間 集荷及び配達をする場合にあっては、各一日